

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（抄）

（生息・生育地保護区）

- 第 21 条 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息・生育地保護区として指定することができる。ただし、法第 36 条第 1 項の規定により生息地等保護区に指定された区域については、当該指定に係る法第 4 条第 3 項に規定する国内希少野生動植物種と同一の種を対象とする生息・生育地保護区として指定することはできない。
- 2 前項本文の規定による指定(以下この条および次条において「指定」という。)は、指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。
 - 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会および関係市町の長の意見を聴かななければならない。
 - 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針の案(次項において「指定案」という。)を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
 - 6 知事は、第 4 項に規定する縦覧期間満了後、指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。
 - 7 知事は、指定をするときは、その旨ならびに指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならない。
 - 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 9 知事は、生息・生育地保護区に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるときまたは指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
 - 10 第 3 項、第 7 項および第 8 項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
 - 11 生息・生育地保護区の区域内において第 22 条第 1 項各号に掲げる行為をする者は、第 2 項の指針に留意しつつ、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

生息・生育地保護区一覧（令和7年1月現在 12箇所）

保護区名	所在地	面積 (ha)	施行日	保護対象種
① 地蔵川ハリヨ生息地保護区	米原市 醒井地区地蔵川の河川区域の全部	0.4	H20.4.1	ハリヨ
② 山門湿原ミツガシワ等生育地保護区	長浜市 西浅井町山門の一部	35.3	H20.4.1	アギナシ、セイタカハリイ、ミカヅキグサ、クサレダマ、ヒツジグサ、ヒメタヌキモ、ヤチスギラン、ヒメミクリ、ミツガシワ、サギソウ、トキソウ
③ 油日サギスゲ等生息・生育地保護区	甲賀市 甲賀町油日の一部	8.1	H21.3.1	ヒナザサ、アギナシ、ケシンジュガヤ、サギスゲ、シズイ、ヒツジグサ、ハマハナヤスリ、ヤチスギラン、ヒナノカンザシ、ウメバチソウ、サギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ナゴヤダルマガエル
④ 布施溜・新溜水生植物生育地保護区	東近江市 布施町の一部	15.1	H22.3.31	ガガブタ、ノタヌキモ、オオトリゲモ、スズメノコビエ、ウキシバ、カイツブリ、モツゴ
⑤ 瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区	甲賀市 土山町前野の一部	0.2	H22.3.31	ユキワリイチゲ
⑥ 佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生息・生育地保護区	多賀町 佐目の一部	3.7	H23.3.31	コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、テングコウモリ、ホラアナゴマオカチグサガイ、コバノチョウセンエノキ、ミスミソウ、ヤマシャクヤク、キンラン、セイタカスズムシソウ
⑦ 甲津畑町セツブンソウ生育地保護区	東近江市 甲津畑町の一部	0.12	H23.3.31	セツブンソウ
⑧ 醒井養鱒場サルオガセ類生育地保護区	米原市 上丹生醒ヶ井養鱒場内の一部	0.9	H24.3.31	アカサルガオセ、ドロガワサルオガセ、コフクレサルオガセ、トゲサルオガセ、トゲワタサルオガセ、ウスベニヒゲゴケ、アカヒゲゴケ、ウツロヒゲゴケ
⑨ 佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区	近江八幡市 佐波江浜	5.1	H25.3.31	ハマゴウ、タチスズシロソウ
⑩ 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区	彦根市 新海浜	1.6	H26.3.31	ハマゴウ、ハマエンドウ
⑪ 和邇今宿ハマエンドウ生育地保護	滋賀県大津市 和邇今宿の一部	0.02	R3.3.30	ハマエンドウ
⑫ 近江舞子ハマエンドウ生育地保護区	滋賀県大津市 南小松の一部	0.03	R3.3.30	ハマエンドウ

○滋賀県環境審議会条例

平成6年3月30日

滋賀県条例第17号

滋賀県環境審議会条例をここに公布する。

滋賀県環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項および自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（全部改正〔平成12年条例90号〕）

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他知事が適当と認める者

（一部改正〔平成12年条例90号〕）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の所掌事務に係る調査審議の経過および結果を審議会に報告するものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員または学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、審議会および部会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。ただし、温泉に関する審議事項に係る庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

(一部改正〔平成9年条例4号・12年90号・15年11号・19年7号・26年20号・令和3年4号・4年7号〕)

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(滋賀県公害防止条例の一部改正)

3 滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部改正)

4 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(昭和54年滋賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成9年条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第90号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(滋賀県自然環境保全条例の一部改正)

3 滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(滋賀県立自然公園条例の一部改正)

4 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（滋賀県自然環境保全条例および滋賀県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行前に行われた従前の滋賀県自然環境保全審議会に係る諮問、答申その他の行為は、改正後の滋賀県環境審議会条例の規定に基づく滋賀県環境審議会に係る諮問、答申その他の行為とみなす。

付 則（平成15年条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成19年条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成26年条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和3年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県環境審議会議事運営要領

(会議の招集)

第1条 会長は、滋賀県環境審議会（以下「審議会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所および議案を委員に通知するものとする。

(議事)

第2条 会長は、議長として、審議会の議事を整理する。

第2条の2 滋賀県環境審議会条例第2条第2項第1号に掲げる関係行政機関の職員については、会長の承認を得て代理人をして出席させることができる。

2 前項の代理人として出席する場合は、代理人たることを証明する書面を会長に提出しなければならない。

(専門委員)

第3条 専門委員は、会長の求めにより、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第4条 審議会に次の部会を置く。

- 一 環境企画部会
- 二 温暖化対策部会
- 三 水・土壌・大気部会
- 四 廃棄物部会
- 五 自然環境部会
- 六 温泉部会
- 七 琵琶湖総合保全部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、第1項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、知事の諮問事項のうち特に重要な事項として会長が認めるものを除く。

(準用規定)

第7条 第1条から第3条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替え

るものとする。

(小委員会)

第8条 部会には、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員および専門委員は、部会長が指名する。

3 小委員会には委員長を置くこととし、部会長が指名する。

(会議の公開)

第9条 審議会および部会は公開とする。ただし、審議会については会長が、部会については部会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第10条 審議会および部会の議事については、その都度会議録を調整のうえ、保管しておかなければならない。

2 会議録は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、会長または部会長が承認したときは会議録の一部または全部を公開とすることができる。

3 前項の規定は、審議会または部会において配布された資料に準用する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長が、部会の運営に必要な事項は部会長がそれぞれ別に定める。

付 則

この要領は、平成6年8月12日から施行する。

付 則

この要領は、平成10年9月7日から施行する。

付 則

この要領は、平成12年6月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年6月30日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年6月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年6月6日から施行する。

別 表

部 会 名	所 掌 事 務
環境企画部会	一 環境の保全に係る基本的な施策に関する事（他の部会の所掌に係るものを除く）。 二 他の部会の所掌に属しない事項に関する事。
温暖化対策部会	一 温暖化対策に関する事。
水・土壌・大気部会	一 公共用水域および地下水の水質の保全ならびに土壌汚染の防止に関する事。 二 大気質の保全ならびに悪臭、騒音および振動の防止に関する事。
廃棄物部会	一 廃棄物の処理に関する事。
自然環境部会	一 自然環境の保全、自然公園および鳥獣保護に関する事。
温泉部会	一 温泉に関する事。
琵琶湖総合保全部会	一 琵琶湖総合保全整備計画に関する事。

滋賀県環境審議会 自然環境部会委員名簿（敬称略）

（任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日）

氏名	所属等
荒木 希和子	滋賀県立大学環境科学研究所 講師
石川 聡子	大阪教育大学教育学部 教授
石田 裕子	摂南大学理工学部 教授
石田 龍一	公益社団法人滋賀県獣医師会推薦者 （公益社団法人滋賀県獣医師会会長）
伊藤 賢利	近畿地方環境事務所長
岡 明子	公募委員
岸本 圭子	龍谷大学先端理工学部 准教授
田中 勝也	滋賀大学経済学部 教授
畑田 彩	京都外国語大学共通教育機構 教授
平松 光三	滋賀県野鳥の会推薦者（滋賀県野鳥の会委員）
福原 守	一般社団法人滋賀県猟友会推薦者 （一般社団法人滋賀県猟友会会長）
前迫 ゆり	奈良佐保短期大学 副学長
元山 英樹	滋賀森林管理署長
家森 茂樹	滋賀県森林組合連合会推薦者 （滋賀県森林組合連合会副会長）